



神奈川県

# 令和7年度 神奈川県労働委員会年報



# 目 次

<b>I 神奈川県労働委員会の動き</b>	
1 概況	1
<b>II 労働争議の調整</b>	
1 調整事件の取扱状況	2
(1) 係属件数・終結件数	2
(2) 平均処理日数・平均調整回数	2
(3) 調整事件一覧	3
2 実情調査の取扱状況	4
(1) 取扱件数・終結件数	4
<b>III 不当労働行為の審査</b>	
1 不当労働行為事件の取扱状況	5
(1) 係属件数・終結件数	5
(2) 平均処理日数	6
(3) 審査期間の目標達成状況	6
(4) 不当労働行為事件一覧	7
2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況	10
3 終結後の状況	10
(1) 初審事件の状況	10
(2) 再審査事件の状況	10
(3) 行政訴訟事件の状況	11
ア 初審命令に係る行政訴訟の状況	11
イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況	11
<b>IV 個別労働関係紛争のあっせん</b>	
1 個別労働関係紛争事件の取扱状況	11
<b>V 労働組合の資格審査等</b>	
1 組合資格審査	12
2 非組合員の範囲の認定・告示	13
3 職の新設等の通知の受理	13
<b>【資料】</b>	
1 委員名簿	
2 あっせん員候補者名簿	
3 事務局組織図	



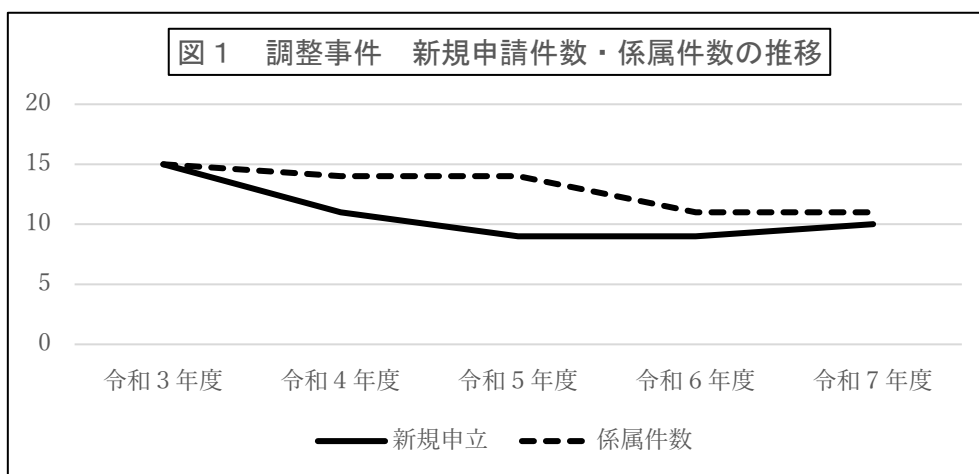
# I 神奈川県労働委員会の動き

## 1 概況

令和7年4月から令和8年3月までの1年間に当委員会で取り扱った事件（係属事件）について取りまとめたところ、調整事件は前年度と同数の11件でした。不当労働行為事件は、前年度から5件増加して37件でした。

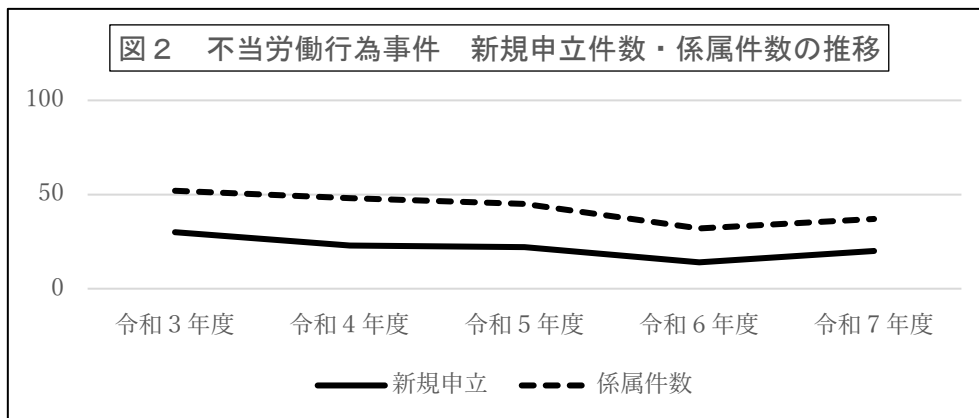
1-1表 調整事件 新規申請件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規申請	15	11	9	9	10
係属件数	15	14	14	11	11
終結件数	12	9	12	10	11



1-2表 不当労働行為事件 新規申立件数・係属件数の推移（単位：件）

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規申立	30	23	22	14	20
係属件数	52	48	45	32	37
終結件数	27	25	27	15	17



## II 労働争議の調整

### 1 調整事件の取扱状況

#### (1) 係属件数・終結件数

令和7年度に当委員会が取り扱った調整事件は11件であり、前年度と同数でした。その内訳は、前年度からの繰越しが1件、新規申請が10件であり、全て年度内に終結しました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1表 調整事件の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係属件数	前年度からの繰越し	0	3	5	2	1
	新規	15	11	9	9	10
	合計	15	14	14	11	11
終結件数	解決	3	6	4	3	2
	不調・打切り	7(3)	3(1)	6(3)	6(2)	7(6)
	取下げ	2(1)	0(0)	2(0)	1(0)	2(0)
	合計	12(4)	9(1)	12(3)	10(2)	11(6)
翌年度へ繰越し		3	5	2	1	0
解決率(%)		30.0%	66.7%	40.0%	33.3%	22.2%

(注1) ( )内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したものの。

(注2) 解決率は、解決件数を、取下げを除く終結件数で除したものの。

#### (2) 平均処理日数・平均調整回数

令和7年度に終結した事件の申請から終結までの1件当たりの平均処理日数は55.8日でした。

なお、あっせんが実施され、令和7年度に終結した事件の平均調整回数は1.4回でした。

2-2表 調整事件の平均処理日数（単位：日）・平均調整回数（単位：回）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均処理日数		80.3	127.0	86.8	89.7	55.8
平均調整回数		1.9	2.1	2.6	2.0	1.4

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

(3) 調整事件一覧

2-3表 令和7年度調整事件一覧

事件番号	区分	申請者区分	事業者の業種	調整事項	申請年月日	終結年月日	終結事由	備考
繰越6-7	あ	労	宿泊業、飲食サービス業（飲食店）	組合員に係る休業・給付金不支給問題の解決	6.12.9	7.4.18	解決	協定締結
7-4	あ	労	教育、学習支援業（学校教育）	団体交渉の促進	7.4.3	7.5.19	打切	
7-5	あ	使	土木建築サービス業（測量業）	休職、未払い賃金等の労働問題の解決	7.6.3	7.7.8	打切	
7-6	あ	労	金融業、保険業（協同組織金融業）	協定履行	7.8.4	7.8.29	打切	
7-7	あ	労	学術研究、専門・技術サービス業（技術サービス業（他に分類されないもの））	過去3年分の残業割増金、未払い給与5日分の支払い、金銭請求の放棄	7.8.29	7.10.6	打切	
7-8	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	団体交渉の応諾	7.9.4	7.10.16	解決	協定締結
7-9	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	労使交渉ルールの策定	7.10.20	8.2.6	取下	
7-10	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	未払い賃金の支払い	7.11.12	8.2.24	取下	
7-11	あ	労	郵便業（信書便事業を含む）	戒告処分 of 的具体的根拠・理由の説明	7.11.28	7.12.22	打切	
8-1	あ	使	建設業（職別工事業（設備工事業を除く））	労災事故に関連する損害賠償請求に関する問題	8.3.2	8.3.23	打切	
8-2	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	組合員に対するけん責処分の撤回	8.3.2	8.3.31	打切	

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。

## 2 実情調査の取扱状況

### (1) 取扱件数・終結件数

令和7年度に当委員会が取り扱った労働争議の実情調査は37件で、その内訳は、前年度からの繰越し件数が16件、新規件数が21件でした。このうち、27件が打切りにより終結し、10件が翌年度へ繰越しとなりました。

なお、新規件数はすべて、労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知によるものでした。

2-4表 労働争議の実情調査の取扱状況（単位：件）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱件数	前年度からの繰越し		21	20	20	18	16
	新規		35	36	31	28	21
	合計		56	56	51	46	37
終結件数	解決		19	19	3	0	0
	打切り		17	17	30	30	27
	調整移行		0	0	0	0	0
	不当労移行		0	0	0	0	0
	合計		36	36	33	30	27
翌年度へ繰越し			20	20	18	16	10

### Ⅲ 不当労働行為の審査

#### 1 不当労働行為事件の取扱状況

##### (1) 係属件数・終結件数

令和7年度に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は、前年度からの繰越し17件、新規申立て20件の計37件でした。このうち17件が終結(命令・決定3件、和解・取下げ14件)し、20件が翌年度へ繰越しとなりました。

3-1表 不当労働行為事件の処理状況(単位:件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係属件数	前年度からの繰越し		22	25	23	18	17
	新規申立て		30	23	22	14	20
	係属計		52	48	45	32	37
終結件数	命令・決定	全部救済	0	1	3	1	1
		一部救済	3	4	2	1	1
		棄却	4	2	4	2	1
		却下	0	0	0	0	0
		却下及び棄却	0	1	0	0	0
		計	7	8	9	4	3
	和解・取下げ	関与和解	18	15	15	10	14
		無関与和解	1	1	1	0	0
		取下げ	1	1	2	1	0
		計	20	17	18	11	14
	終結計		27	25	27	15	17
	終結率(%)		51.9%	52.1%	60.0%	46.9%	45.9%
	翌年度への繰越し		25	23	18	17	20

(注1) 終結率=終結件数÷係属件数×100

(注2) 命令・決定・和解・取下げの意味内容は、次のとおりです。

命令 事件の実態審理を行った上で命令を発した場合をいう。申立てを認容(全部救済・一部救済)する命令と棄却する命令がある。

決定 事件の実態審理に入らず、申立てを不適法として却下した場合(申立期間を徒過したとき等)をいう。

和解 和解により終結した場合をいう。関与和解(労働委員会が関与した和解)と無関与和解(労働委員会が関与しない和解)がある。

取下げ 和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

(2) 平均処理日数

令和7年度における、不当労働行為事件の平均処理日数は396日であり、終結事由別にみると、命令・決定が727日、和解・取下げが325日でした。

3-2表 不当労働行為事件の平均処理日数及び最長・最短処理日数（単位：日）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均処理日数 (総平均)		324	327	333	404	396
命令・ 決定	平均処理日数	564	531	516	723	727
	最長処理日数	752	881	721	1,189	803
	最短処理日数	225	281	377	508	672
和解・ 取下げ	平均処理日数	240	231	242	289	325
	最長処理日数	473	602	589	722	829
	最短処理日数	13	7	69	137	69

(3) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、審査期間の目標を原則として1年6か月以内としています。

令和7年度に終結した事件の目標達成状況をみると17件のうち12件が目標期間内に終結し、5件が目標期間を超過しました。

3-3表 令和7年度審査期間の目標達成状況（単位：件）

区分	命令	決定	和解	取下げ	合計
終結件数	3	0	14	0	17
1年6か月以内	0 (0%)	0	12 (85.7%)	0	12 (70.6%)
1年6か月超	3 (100%)	0	2 (14.3%)	0	5 (29.4%)

(注1) ( )内は、終結件数に対する割合を示したもの（端数処理の関係上合計が100%とならない場合がある。）。

(注2) 審査期間の目標は、労働組合法に基づき定めたもの。

## (4) 不当労働行為事件一覧

3-4表 令和7年度不当労働行為事件一覧

事件番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-6	労働組合	① X (サービス業) ② Y (生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 4. 28	7. 4. 1	棄却	705日	
5-10	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・不利益取扱いの禁止	5. 6. 26				
5-14	労働組合	X (教育, 学習支援業)	1 2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 8. 9	7. 6. 10	一部救済	672日	再審査 (組合・法人)
5-15	労働組合	X (サービス業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス ・金銭支払命令	5. 8. 14	7. 10. 24	全部救済	803日	再審査 (組合)
5-16	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 8. 17				
5-25	労働組合	X (運輸業, 郵便業)	1 2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止 ・不利益取扱いの禁止	5. 12. 12	8. 3. 19	関与和解	829日	
6-5	労働組合	X (金融業, 保険業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 29	7. 8. 12	関与和解	441日	
6-6	労働組合	X (複合サービス事業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 4	7. 7. 7	関与和解	399日	
6-7	個人	X (運輸業, 郵便業)	1 4	・解雇撤回 ・報復的不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 28	8. 3. 19	関与和解	630日	
6-8	労働組合	X (医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 7. 4				
6-9	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 9. 5	7. 12. 23	関与和解	475日	

事件番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
6-10	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	6.9.24	7.9.16	関与和解	358日	
6-11	労働組合	①X(サービス業) ②Y(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.10.9	7.9.1	関与和解	328日	
6-12	労働組合	X(教育、学習支援業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6.11.29				
7-1	労働組合	X(教育、学習支援業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.12	7.9.2	関与和解	203日	
7-2	労働組合	①X(サービス業) ②Y(卸売業、小売業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.25	8.3.2	関与和解	371日	
7-3	労働組合	X(教育、学習支援業)	2 3	・解雇撤回、原職復帰 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	7.3.28	7.7.16	関与和解	111日	
7-4	労働組合	X(製造業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.4.16	7.6.23	関与和解	69日	
7-5	労働組合	X(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.5.7				
7-6	労働組合	X(運輸業、郵便業)	1 2 3	・誠実団交実施 ・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.12	7.7.31	関与和解	81日	
7-7	労働組合	X(公務)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.12				
7-8	労働組合	X(製造業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.5.20	7.9.30	関与和解	134日	
7-9	労働組合	X(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.6.23				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
7-10	労働組合	① X (運輸業、郵便業) ② Y (運輸業、郵便業)	2 3	・誠実団交実施 ・バックペイ ・ポスト・ノーティス ・支配介入の禁止	7.11.19				
7-11	労働組合	X (建設業)	2	・誠実団交実施	7.11.26	8.3.24	関与和解	119日	
7-12	労働組合	X (医療、福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	7.12.22				
8-1	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.1.7				
8-2	労働組合	X (教育、学習支援業)	1 2 3	・原職復帰、バックペイ ・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	8.1.9				
8-3	労働組合	X (製造業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	8.1.13				
8-4	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.1.26				
8-5	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.2				
8-6	労働組合	X (医療、福祉)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.17				
8-7	労働組合	① X (製造業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.2.24				
8-8	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.4				
8-9	労働組合	X (建設業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.23				
8-10	労働組合	X (医療、福祉)	1 2	・団体交渉応諾 ・一時金額の是正、差額支払 ・ポスト・ノーティス	8.3.24				
8-11	労働組合	① X (サービス業) ② Y (製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	8.3.27				

## 2 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況

令和7年度に労働委員会規則第40条に規定する審査の実効確保の措置勧告を求める申立ては1件あり、委員要望が出されました。

3-5表 審査の実効確保の措置勧告申立ての取扱状況（単位：件）

区分	年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申立件数	8	1	2	0	1
労委規則第40条による勧告	—	—	—	—	—
委員要望 <sup>(注)</sup>	1	0	1	0	1

(注) 委員要望：申立内容の緊急性に応じ、審査委員と参与委員の連名等により発する要望

## 3 終結後の状況

### (1) 初審事件の状況

令和7年度に当委員会が発した命令3件のうち、2件について中央労働委員会に再審査の申立てがなされました。

### (2) 再審査事件の状況

令和7年度に係属した当委員会の命令に係る再審査事件数は、前年度からの繰越し7件、新規申立て3件（労側申立て2件、使側申立て1件）の計10件でした。このうち6件が終結（終結率60%）し、4件が翌年度に繰越しとなりました。

3-6表 令和7年度再審査申立事件一覧

番号	神奈川県労働委員会			中央労働委員会				
	初審事件番号	初審終結日	初審終結事由	申立人区分	再審査事件番号	再審査申立日	再審査終結日	再審査終結事由
1	29-37	2.10.7	一部救済	使	2-48	2.10.19	7.9.29	和解認定
2	29-37	2.10.7	一部救済	組合・個人	2-50	2.10.20	7.9.29	和解認定
3	1-23	3.7.28	一部救済	使	3-24	3.8.2	8.2.26	和解認定
4	1-23	3.7.28	一部救済	組合	3-27	3.8.11	8.2.26	和解認定
5	2-24	5.3.29	一部救済	使	5-14	5.4.11	7.4.4	一部変更
6	3-25	5.9.6	一部救済	使	5-28	5.9.14	7.8.4	一部変更
7	3-10 4-20	6.7.2	一部救済 全部救済	使	6-29	6.7.8		
8	5-14	7.6.10	一部救済	使	7-31	7.6.24		
9	5-14	7.6.10	一部救済	組合	7-33	7.6.24		
10	5-15	7.10.24	全部救済	組合	7-46	7.11.4		

(3) 行政訴訟事件の状況

ア 初審命令に係る行政訴訟の状況

令和7年度は、前年度からの繰越しが1件あり、棄却・不受理により終結しました。

3-7表 令和7年度初審関係行政訴訟事件一覧

1	初審		事件番号			終結年月日	終結事由
			4-1			5.5.23	全部救済
1	行政訴訟	横浜地裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ウ) 5-40	5.6.21	使	6.9.18	棄却
		東京高裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行コ) 6-269	6.10.3	使	7.4.23	棄却
		最高裁	番号	提起年月日	原告	終結年月日	終結事由
			(行ツ)7-216 (行ヒ)7-235	7.5.7	使	7.10.3	棄却 不受理

イ 再審査命令に係る行政訴訟の状況

令和7年度の係属事件はありませんでした。

IV 個別労働関係紛争のあっせん

1 個別労働関係紛争事件の取扱状況

令和7年度は、前年度からの繰越しが1件あり、解決により終結しました。

4-1表 令和7年度個別労働関係紛争に係るあっせん事件一覧

事件番号	申請者区分	事業者の業種	雇用形態	あっせん事項	申請年月日	終結年月日	処理日数
					依頼年月日	終結事由	調整日数
(個)6-1	労働者	情報通信業 (システムエンジニア業務)	契約社員	雇止めに係る補償金支払い・有給休暇の買取り	6.11.21	7.6.17	209日
					6.12.2	解決	198日

## V 労働組合の資格審査等

### 1 組合資格審査

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや法人登記をするために証明書が必要なときなどに、労働組合から同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合していることの立証がなされると、当委員会には要件を満たしているか審査を行います。

令和7年度に当委員会が取り扱った組合資格審査件数（係属件数）は、前年度からの繰越し16件、新規立証25件の計41件でした。このうち、20件が終結（適合決定8件、審査手続終了12件）し、21件が翌年度に繰越しとなりました。

5-1表 組合資格審査の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係属件数	前年度からの繰越し	26	27	24	18	16
	新規立証件数	45	31	31	19	25
	計	71	58	55	37	41
終結件数	適合決定	22	15	19	9	8
	不適合決定	0	0	0	0	0
	審査手続終了	22	19	18	12	12
	計	44	34	37	21	20
翌年度への繰越し		27	24	18	16	21

令和7年度の新規立証25件を立証事由別にみると、不当労働行為が20件、法人登記が1件、労働者委員推薦が4件でした。

5-2表 新規立証の事由別件数（単位：件）

区分	年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不当労働行為	32	24	22	14	20
法人登記	5	7	5	5	1
労務供給	0	0	0	0	0
労働者委員推薦	8	0	4	0	4
計	45	31	31	19	25

## 2 非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者（非組合員）の範囲を労働委員会が認定し告示しています。

令和7年度は、当委員会での取扱いはありませんでした。

## 3 職の新設等の通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知について、令和7年度に当委員会が受理した件数は1件でした。

5-3表 令和7年度職の新設、変更または廃止通知の受理

地方公営企業等の名称	受理 年月日	新設・変更又は廃止の別 (理由)	新設、変更又は 廃止した日
川崎市上下水道局	7.7.3	新設、廃止、変更 (人事異動等)	7.4.1



# 【 資 料 】



1 委員名簿

第45期神奈川県労働委員会委員名簿

区分	氏名	現職等
公益委員	◎小野 毅 <small>おの たけし</small>	弁護士
	中 嶋 弘 孝 <small>なか じま ひろ たか</small>	株式会社神奈川新聞社社友
	横 溝 久 美 <small>よこ みぞ く み</small>	弁護士
	大 西 瑞 穂 <small>おお にし みず ほ</small>	弁護士
	本 久 洋 一 <small>もと ひさ よう いち</small>	國學院大學法学部教授
	○沼 田 雅 之 <small>ぬま た まさ ゆき</small>	法政大学法学部教授
	石 崎 由 希 子 <small>いし ぎき ゆき こ</small>	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
労働者委員	成 重 恒 夫 <small>なり しげ つね お</small>	JAM神奈川参与
	岡 元 茂 樹 <small>おか もと しげ き</small>	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事
	高 橋 廣 康 <small>たか はし ひろ やす</small>	相模鉄道労働組合顧問
	保 田 武 利 <small>やす だ たけ とし</small>	UAゼンセン神奈川県支部支部長
	た ぬま ひろ ゆき 蓼 沼 宏 幸	自治労神奈川県本部特別中央執行委員
	あか ほり まさ しげ 赤 堀 正 成	神奈川県労働組合総連合幹事
	たか はし しん ご 高 橋 慎 吾	自動車総連企画総務局局長
使用者委員	おおくぼ よし かず 大久保 慶 一	株式会社大倉代表取締役会長
	はら だ みつ ひろ 原 田 光 浩	株式会社JFEウイング顧問
	ぐん じ のぼる 郡 司 登	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問
	やす だ かつ あき 安 田 克 明	日産自動車株式会社日本人人事部労務管理アドバイザー
	いち かわ たか ひろ 市 川 隆 弘	神奈川都市交通株式会社取締役業務部長
	かわ ごえ よし ゆき 川 越 美 行	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事
	きく ち とし ゆき 菊 地 敏 幸	株式会社エヌエスケーパープライズ代表取締役

◎会長

○会長代理

## 2 あっせん員候補者名簿

氏名	現職
小野 毅	弁護士 神奈川県労働委員会会長
沼田 雅之	法政大学法学部教授 神奈川県労働委員会会長代理
中寫 弘孝	株式会社神奈川新聞社社友 神奈川県労働委員会委員
横溝 久美	弁護士 神奈川県労働委員会委員
大西 瑞穂	弁護士 神奈川県労働委員会委員
本久 洋一	國學院大學法学部教授 神奈川県労働委員会委員
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 神奈川県労働委員会委員
成重 恒夫	JAM神奈川参与 連合神奈川労働アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
岡元 茂樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事 神奈川県労働委員会委員
高橋 廣康	相模鉄道労働組合顧問 神奈川県労働委員会委員
保田 武利	UAゼンセン神奈川県支部支部長 神奈川県労働委員会委員
蓼沼 宏幸	自治労神奈川県本部特別中央執行委員 神奈川県労働委員会委員
赤堀 正成	神奈川県労働組合総連合幹事 神奈川県労働委員会委員
高橋 慎吾	自動車総連企画総務局局長 神奈川県労働委員会委員
大久保 慶一	株式会社大倉代表取締役会長 千代田建設株式会社取締役 神奈川県労働委員会委員
原田 光浩	株式会社JFEウイング顧問 神奈川県労働委員会委員
郡司 登	三菱重工業株式会社横浜製作所顧問 神奈川県労働委員会委員

氏 名	現 職
安田 克明	日産自動車株式会社日本人事部労務管理アドバイザー 神奈川県労働委員会委員
市川 隆弘	神奈川県交通株式会社取締役業務部長 神奈川県労働委員会委員
川越 美行	一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事 神奈川県労働委員会委員
菊地 敏幸	株式会社エヌエスケーエンタープライズ代表取締役 神奈川県労働委員会委員
浜村 彰	法政大学名誉教授
芹沢 秀行	かながわ教職員組合連合特別執行委員
亀崎 友彦	全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会執行委員長
新 敦	U Aゼンセン東京都支部支部長
田原 仁	関内駅前港町地区市街地再開発組合理事長
鳥海 衡一	江南交通株式会社代表取締役
二見 稔	
林 眞由美	神奈川県労働委員会事務局長
森山 克弘	神奈川県労働委員会事務局副事務局長 兼審査調整課長
諸星 光則	神奈川県労働委員会事務局 労働関係調整担当課長
子浦田 幸司	神奈川県労働委員会事務局審査調整課 グループリーダー
弓場 佳多子	神奈川県労働委員会事務局審査調整課 主幹

### 3 事務局組織図

令和8年3月31日現在の職員数は20名です。内訳は、事務局長1名、副事務局長兼審査調整課長1名、労働関係調整担当課長1名及び副課長1名のほか、総務グループにグループリーダー1名とグループ員2名、審査調整グループにグループリーダー1名とグループ員12名となっています。

(組織図)

事務局長

副事務局長

兼審査調整課長

労働関係調整担当課長

副課長

グループリーダー  
(総務グループ)      グループ員2名

グループリーダー  
(審査調整グループ)      グループ員12名